



# 消費生活センターは身近な味方です

## まずはお気軽にご相談下さい。

消費生活センター※(消費生活相談窓口)では、消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言やあっせん等を行っています。

※地域によって、名称が異なる場合があります。例：消費者センター・生活科学センター・生活センターなど

### 自主交渉の助言

「訪問販売で買った物を解約したいのですが…」  
期間内であればクーリング・オフ(13ページ参照)の方法を助言します。できるだけご自身で解決できるように支援します。



### あっせん

「契約してから時間が経ってしまったのですが、やはり解約したいのですが…」  
クーリング・オフ期間が過ぎてもあきらめないで下さい。契約に問題があったとき、必要に応じて業者との間であっせん等を行うこともあります。適切な解決方法を探して、相談員は努力をいたします。

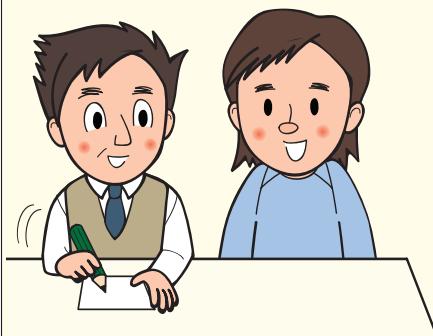


### 情報提供

消費者からの問い合わせに対し情報提供を行います。また、弁護士や司法書士等の専門家の支援が必要な場合は、適切な機関を紹介します。



相談をするときには、左のような項目について事前にメモしておくとう便利です。実際に書いてみることで問題を整理することが出来ます。



紙に書くと話がわかりやすくなるよ



業者が発行した契約書や領収書やメモなどがあれば、用意しましょう。スムーズに相談を進めることができます。

### 〈参考〉 相談便利メモ

「何を契約したのはいつですか？」

例 4月10日ごろ

「何を契約しましたか？」

例 ふとん

「いくらですか？」

例 30万円ぐらい

「どこから買いましたか？」

例 O×健康株式会社

「どんなふうに勧誘されましたか？」

例 業者が訪ねてきた

